

種類	対象者(障害及び程度)	性能	補足	耐用年数	基準額(月)	介護優先	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	介護用ベッド(マットレス、サイドレールなどの付属品を含む)	8年	154,000	○
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級の者又は難病患者等(常時介護を要する者に限る。)	褥そつの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	空気マット、水等で体圧を分散するもの	5年	19,600	○
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級の者又は難病患者等(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	手持ち式、装着式	5年	67,000	○
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの		5年	82,400	
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害児・者又は介護者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	空気パッド等を身体の下に挿入して、てこ、空気圧、その他の動力を用いて仰臥位から側臥位への体位変換ができるもの(ただし単に体位を保持するためのクッション等は除く)	5年	15,000	○
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等であって、原則として3歳以上の者	介護者が障害児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	床走行式(人を持ち上げキャスターで移動)、固定式(居室・浴室等に固定設置し機器の稼働範囲で持ち上げ移動)、据置式(床に置いて機器の稼働範囲で持ち上げ移動)	4年	159,000	○
	訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	児童のみが対象	5年	33,100	
訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等で、原則として学齢児童以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	児童のみが対象	8年	159,200		
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害児・者又は難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者で、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの(ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。)	入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台(浴槽のふちに掛けて利用する台で、浴槽への出入りのためのもの)、浴室内すのこ、浴槽内すのこ など	8年	90,000	○
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は難病患者等であって、原則として学齢児童以上の者	障害児・者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)(ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。)	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、便座・バケツ等からなり移動可能である便器(ポータブルトイレ)	8年	4,450	○
	T字状・棒状のつえ	軽度のバランス能力の低下が認められ、握力は比較的良好に保たれる者	歩行時に身体を支え、安定させる機能を有するもの		3年	3,000	

種類	対象者(障害及び程度)	性能	補足	耐用年数	基準額(月)	介護優先
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有する者又は難病患者等、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。(ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。)		8年	60,000	○
頭部保護帽	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児・者である者 (2) 重度の精神障害児・者のうち、転倒等により頭部を強打するおそれのある者 (3) 重度の知的障害児・者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの		3年	レディメイド 29,400 オーダーメイド 36,750	
特殊便器	上肢障害2級以上若しくは重度の知的障害児・者又は難病患者等であって訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な者(原則として学齢児童以上の者)	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。(ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。)		8年	151,200	
火災警報器	障害等級2級以上若しくは、重度の知的障害児・者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの		8年	15,500	
自動消火器	障害等級2級以上若しくは重度の知的障害児・者又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの		8年	28,700	
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)若しくは重度の知的障害者であって18歳以上の者	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの		6年	41,000	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって原則として学齢児童以上の者	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの		10年	7,000	
視覚障害者用屋内信号装置(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む)	聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	来客のチャイム、電話の着信音、時計のアラーム、乳児の泣き声などの生活情報(音情報)をセンサーで拾い、回転灯・閃光(フラッシュ)・振動等に変換して知覚させる機器	10年	87,400	

種類	対象者(障害及び程度)	性能	補足	耐用年数	基準額(月)	介護優先	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害者又は腎臓機能障害3級以上の身体障害児童であって、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの		5年	51,500	
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能の障害3級以上若しくは同程度の身体障害児・者又は呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者(原則として学齢児童以上の者)	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	36,000	
	電気式たん吸引器(持続式自動吸引システムを含む。)	呼吸器機能の障害3級以上若しくは同程度の身体障害児・者又は呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者(原則として学齢児童以上の者)	障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	56,400 (持続式自動吸引システムは120,000)	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの		10年	17,000	
	医療機器用電源装置(R4.8~)	身体障害児・者又は難病患者等であって、人工呼吸器、酸素濃縮器等の生命及び身体の維持に必要な電気式の医療機器を在宅において日常的に使用している者	機器の稼働に必要な電力を供給できるものであって、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池、医療機器の予備バッテリーを含む)、DC/ACインバーター(カーインバーター)	5年	210,000	
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上であって原則として学齢児童以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	9,000	
盲人用体重計	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの		5年	18,000		
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発生・発語に著しい障害を有する者(原則として学齢児童以上の者)	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	98,800	
	情報・通信支援用具	重度視覚障害児・者及び重度上肢不自由児・者等であって周辺機器等を使用しなければ情報機器の利用が困難な者(原則として学齢児童以上の者)	パーソナルコンピューター等の情報機器を操作するために必要となる周辺機器及びアプリケーションソフト		6年	100,000	
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により、示すことのできるもの		6年	383,500	
	点字器(標準型)	視覚障害児・者	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの		7年	真鍮製10,712 プラスチック製6,798	
	点字器(携帯用)	視覚障害児・者	点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもので、携帯できるもの		5年	アルミ製7,416 プラスチック製1,699	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上であって原則として本人が就労若しくは就学しているか又は、就労が見込まれる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの		5年	63,100	

種類	対象者(障害及び程度)	性能	補足	耐用年数	基準額(月)	介護優先
視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	視覚障害 2 級以上であって原則として学齢児童以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに、当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの		6年	89,800	
視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	視覚障害 2 級以上であって原則として学齢児童以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの		6年	36,750	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上であって原則として学齢児童以上の者	文書情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの		6年	115,000	
視覚障害者用読書器	視覚障害児・者であって本装置により文字等の情報を得ることが可能になる者(原則として学齢児童以上の者)	文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの		8年	198,000	
暗所視支援眼鏡	視覚障害児・者又は難病患者等であって必要と認められる者(原則として学齢児童以上の者)	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	視覚障害者用拡大読書器 視覚障害者用音声読書器	8年	395,000	
盲人用時計(触読式)	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの		10年	10,300	
盲人用時計(音声式)	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの		10年	13,300	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児童以上の者)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用し得るもの		5年	71,000	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの		6年	88,900	
人工内耳体外装置	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障害児・者で現に装着している体外装置が5年以上経過している者。ただし、障害児については、心身の成長、生活環境の変化及び教育上の必要性等を考慮し、新たな体外装置の給付が真に必要とされる場合は、この限りではない。(医療保険が適用できるものを除く。)	人工内耳音声信号処理装置、マイククロホン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット及び接続ケーブル等で対象者が容易に使用し得るもの		5年	1,000,000	
人工内耳用電池(空気亜鉛電池)	人工内耳埋込手術を受け、現に装着している聴覚障害児・者	人工内耳外部装置用の電池として、対象者が容易に使用し得るもの		—	片耳 2,500円	
人工内耳用電池(充電電池)	人工内耳埋込手術を受け、現に装着している聴覚障害児・者	人工内耳外部装置用の電池として、対象者が容易に使用し得るもの		2年	片耳 24,000円	

種類	対象者(障害及び程度)	性能	補足	耐用年数	基準額(月)	介護優先
	人工内耳用充電器	人工内耳埋込手術を受け、現に装着している聴覚障害児・者	人工内耳外部装置用の充電機に適合する充電器で、対象者が容易に使用し得るもの	5年	25,000円	
	人工喉頭(笛式)	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、喉頭を摘出した者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	70,100	
	人工喉頭(電動式)	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、喉頭を摘出した者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	70,100	
	人工鼻(R3.8~)	喉頭を摘出した者であって常時埋込型の人工鼻を使用する者	HMEカセット、アドヒーシブ、その他の装着用付属品で対象者が容易に使用し得るもの(ただし、医療保険等が適用できるものを除く。)	—	23,100	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書	—	—	
排泄管理支援用具	ストマ用装具(蓄便袋)	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり、腹部に人工肛門を設け排泄を行っている者	大腸の切除により人工肛門を造設した者が身体に装着して排泄物を溜めるもの	—	9,500	
	ストマ用装具(蓄尿袋)	膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工膀胱を設け排泄を行っている者	膀胱の切除により人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜めるもの	ストーマ用品(皮膚保護剤等)も対象	—	12,500
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸装具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とし、障害の発症時期が3歳未満の者	紙おむつ、浣腸のように強制的に便を排泄させるもの、サラシ・ガーゼ等	ストーマ用品(皮膚保護剤等)も対象	—	12,000
		ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者				
		イ 脳性麻痺等脳原生運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所若しくは指定育成医療機関又は保健所の判定により必要とする者				
収尿器	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、必要性が認められる者	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	1年			

種類	対象者(障害及び程度)	性能	補足	耐用年数	基準額(月)	介護優先
住宅改修費	居室生活動作補助用具 下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者若しくは学齢児童以上の身体障害児であって障害等級3級以上の者又は難病患者等(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの、又は次の範囲の住宅改修		—	200,000	
		ア 手すりの取付け				
		イ 段差の解消				
		ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更				
		エ 引き戸等への扉の取替え				
		オ 洋式便器等への便器の取替え				
情報意思疎通支援用具	福祉電話(貸与) 難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの		—	83,300	
		ファックス(貸与) 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)				
具 在宅療養等支援用	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	次のいずれかに該当する者で、必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500	
		ア 呼吸器機能障害3級以上の者				
		イ 心臓機能障害3級以上の者				
		ウ 人工呼吸器の装着が必要な者				
			その都度測定するものでなく、連続測定可能な機種			